

常滑武豊衛生組合職員服務規定

平成9年5月19日

訓令第1号

改正 平成19年 3月22日訓令第3号

(趣旨)

第1条 常滑武豊衛生組合における一般職に職員(以下「職員」という。)の服務については、別に定めるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(服務の原則)

第2条 職員は、住民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実、公正に、かつ能率的に職務を遂行するよう努めなければならない。

(履歴書の提出等)

第3条 新たに職員となった者は、その着任後5日以内に履歴書を提出しなければならない。

2 職員は、履歴書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を届け出なければならない。

(勤務時間)

第4条 職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、午後0時15分から午後1時までは休憩時間とする。

2 特別の形態によって勤務する必要のある職員で前項により難しいものの勤務時間については、管理者が別に定める

(出勤簿)

第5条 職員は、出勤したときは自ら出勤簿に押印しなければならない。

(職務専念義務の免除)

第6条 職員が、常滑武豊衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和37年条例第7号)の規定に基づき、職務専念義務の免除について承認を受けようとする場合は、職務専念義務免除簿(様式第1号)

によるものとする。

(週休日振替及び代休日の指定)

第7条 場長は、週休日又は休日に勤務を命ずる必要がある場合には、あらかじめ週休日振替簿(様式第2号)又は代休指定簿(様式第3号)により、当該勤務を命ずる日を週休日又は休日に割り振らなければならない。

(時間外勤務及び休日勤務)

第8条 場長は、職員に時間外勤務又は休日勤務を命ずる場合は、時間外勤務・休日勤務命令簿(様式第4号)により行うものとする。

(営利企業等従事許可の手続)

第9条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項の規定による営利企業に従事するための許可を受けようとする場合は、営利企業等従事許可願(様式第5号)を提出しなければならない。

2 職員は、前項の営利企業等従事許可願の記載事項に変更を生じたとき又は営利企業等に従事することをやめたときは、速やかに、その旨を届け出なければならない。

(復命)

第10条 出張した職員は、帰庁後速やかに復命書により、その結果を上司に報告しなければならない。ただし、軽易なものについては口頭によることができる。

(委任)

第11条 この訓令に定めるものを除くほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、場長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 常滑武豊衛生組合服務規程(昭和53年訓令第1号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月22日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。